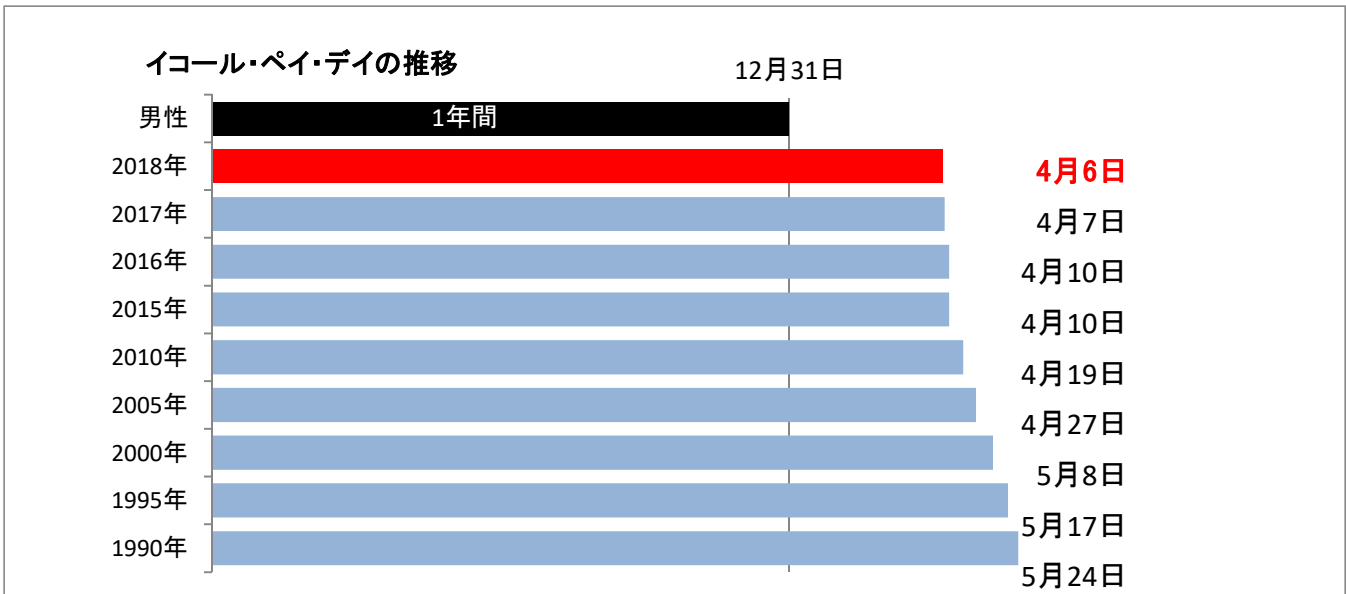


男性が1年間で得る賃金を、女性は1年を超えて働いてようやく同額となる日がイコール・ペイ・デイ(=同じ賃金を手にする日)です



□性別賃金及び対前年増減率の推移(平成29年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況より)とイコール・ペイ・デイ

EPD	調査年(前年)	男女計		男性		女性		賃金格差 A=女性賃金/男性賃金 (四捨五入)	B=賃金格差分の の% (100-A)	C=格差分の労働日 数(年間労働日数月 22日×12 =264)×B	D=稼働換算 (22/月)	
		賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)	賃金 (千円)	対前年 増減率 (%)				ヶ月	労働日
男性 12月 31日								100	0	0	0	0
2018年 4月 6日	29年	304.3	0	335.5	0	246.1	1.1	73.35	26.65	70.4	3	4.4
2017年 4月 7日	28年	304.0	0	335.2	0	244.6	1.1	72.97	27.03	71.4	3	5.4
2016年 4月 10日	27年	304.0	1.5	335.1	1.7	242.0	1.7	72.22	27.78	73.3	3	7.3
2015年 4月 10日	26年	299.6	1.3	329.6	1.1	238.0	2.3	72.21	27.79	73.4	3	7.4
2010年 4月 19日	21年	294.5	-1.5	326.8	-2.1	228.0	0.8	69.77	30.23	79.8	3	13.8
2005年 4月 27日	16年	301.6	-0.2	333.9	-0.5	225.6	0.6	67.57	32.43	85.6	3	19.6
2000年 5月 8日	11年	300.6	0.5	336.7	0.1	217.5	1.2	64.60	35.40	93.5	4	5.5
1995年 5月 17日	6年	288.4	2.6	327.4	2.3	203.0	3	62.00	38.00	100.3	4	12.3
1990年 5月 24日	平成元年	241.8	4.3	276.1	4.4	166.3	3.9	60.23	39.77	105.0	4	17.0

男女の賃金格差

毎年2月に公表される厚生労働省公表「賃金構造基本統計調査」の「所定内給与額の推移」から、一般労働者の数字を取り出して計算する。

*「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いたもの。

【イコール・ペイ・デイ算出方法】

A=男性賃金100に対する女性の賃金比率を算出 29年= 73.35 %

B=賃金格差分の%(100-A) = 26.65 %

C=格差分の労働日数

*労働日数を月平均22日とし、12ヶ月かけて、年間労働日数を264日と確定します。

年間労働日数に、直近の男女賃金格差の格差分のパーセントBをかけ、格差分の労働日数を算出します。

今年の直近の調査(前年)数字は、26.65%ですから、264(年間労働日)×0.2665=70.4(四捨五入)

D=稼働換算 格差分の労働日数を稼働月日に換算

70.4日—22日(1月)—22日(2月)—22日(3月)=4.4日

E=暦日付を算出

労働日(4.4)÷22(月平均労働日数)×30(4月の暦日数)= 6(小数点以下四捨五入)

資料:平成29年賃金構造基本統計調査(全国)結果の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2017/dl/13.pdf>